

## 第43回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年8月25日（火）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、井上、小野寺

#### 配布資料について

##### 〔事務局～企画課長〕

- ・今回、事務局からの提出資料はない。
- ・座長を中心とした専門部会から「第8章 共働の推進」の条文を再検討したものが提出されたので、机上に配布している。
- ・「市長への手紙」は、広報折込みしているもの。参考資料として配布。

#### 前回（第42回）会議内容の確認

##### 〔中山座長〕

- ・前回は先ず、前々回の会議で一部修正するとされた解説文の内容確認を行った。
- ・第42回の資料1で説明すると、第13条の第3段落目、議会の情報公開に関する表現を一部再修正したこと、第20条にある「PDCAサイクル」という言葉を削ることとした。
- ・次に、条文の確認作業を続け、第11条及び第23～31条までの確認を終えた。
- ・主な修正点を挙げると
- ・第11条 → 解説文の第4段落冒頭「また、近年、他の自治体では…」とする
- ・第23条 → 解説文中、「順守」を「遵守」に統一、「コンプライアンス」を削除、「汚職と不祥事等」を入れ替える、この条文を制定する目的を解説に追加
- ・第29条 → タイトルを「情報の公開及び提供」とする。解説文で「情報の収集と適切な管理、知る権利の保障」について追加する（事務局宿題）
- ・第30条 → 第1項の文末を「説明・応答するものとする」とし、第2項を削除。これ

に伴い、解説文の「また、市政運営・・・」も削除する。そして、説明責任の解説をもう少し詳しく書く。

- ・前回会議で宿題となった部分の整理は、(今日の検討部分と合わせて)次回の会議で確認することとしたい。
- ・以上が、前回会議の協議内容。

## 条例素案（個別条文）の確認

### ◆第32条（委員の公募）

#### 〔中山座長〕

- ・前に検討した内容は、解説部分の「同一人物が複数の委員職に兼務することがないように」ということと、もうひとつは「参画機会の保障について」解説の中に書き込むということだった。この案についてどうか。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・最初に協議された内容は、左側の赤字の部分「審議会その他の附属機関及びこれに類するものを組織し」となっており、協議の中で会議及び会議録の公開について新たな項を設けるということになり、第2項として示している。
- ・そうなった時に、第1項と同じように第2項も同じように使わなければならないので、あえて第1項を「(以下「審議会等」という)」とした。
- ・その結果、名称についても委員の公募だけを謳っているわけではないので「審議会等 or 附属機関等」と表示している。

#### 〔中山座長〕

- ・この内容について皆さんからの意見を伺いたい。

#### 〔水口委員〕

- ・「複数の委員職に兼務することがないように幅広く人材を確保する配慮が必要です」とあるが可能なのか、兼務をチェックする方法があるのか。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・一番問題なのは、人ではなくて団体に対して依頼をする時であり、団体に対しても、他に委嘱を受けている人をなるべく外してお願いをしている。そういった取組みをもっと強めるということである。

#### 〔水口委員〕

- ・これだけ審議会がたくさんある中で、チェックをするのは大変なことだ。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・全くダブらないという事ではなく、2～3つ持っている人もいれば、多い人は5～6つ持っている人もいるので、そうした人をなるべく少なくしていきたいということで理解していただきたい。

#### 〔水口委員〕

- ・主旨は理解した。

### 〔笠原委員〕

- ・これで想定しているのは、今実際にある審議会等がまず整理統合しなければどうにもならないことだと思っている。
- ・何がどこでどうやって行っているのかも分からない。だからこの条例を作ることにより、それを整理統合していくことが大事だと思っている。
- ・そして、委員の公募の任期については明確ではないと感じる。ある団体から出された場合に、その約束をやめたりその団体から外れた場合、次の残任期という話になり継続性が問われる。
- ・例えば、この会議で途中でメンバーが代わると話が出来なくなる。だから、その審議会委員のあり方や詳細等を規定するものを考えなければいけないと思う。
- ・今、開催場所や時間などが問題になっているのは、子育てしている女性が出られる場面と、出られない場面が出てくるということ。
- ・仕事はもちろんあるが、結局男女共同参画や子育てが大事だと言っておきながら、子育て世代が参加できない（物理的条件でできない）現状になっている。
- ・このような目に見えないバリアをいかに少なくしていくかということ、この第7章の第32条と33条で謳っていきたい。
- ・本当は制度として全体に周知できるようにしたい。解説の部分は第9条3項に基づいたということなので、その辺をもう少し書き加えれば、今言ったような中味も謳えることができる。
- ・第9条3項を保障するために、第32条から第34条までを謳っている。
- ・決められたら第32条の解説の冒頭にでも付け加えてもらおうと、今の段階では分かりやすいと思う。条を作るかどうかは、また後の話になってくると思うが。
- ・審議会等や委員の公募の内容については、これで良いと思う。

### 〔中山座長〕

- ・委員の公募の内容は、このままで良いという意見をいただいた。
- ・事務局に訊く。第2項が引っかかかっていて、委員の公募ということになったと思うが。

### 〔事務局～企画課長〕

- ・それであればタイトルを「委員の公募等」というようにしても良い。

### 〔笠原委員〕

- ・今まで審議会等については、皆さんが審議会や委員会があることが分かっていて、選ばれ、参加していた。だから「委員の公募等」若しくは「審議等」どちらでも良いと思う。

### 〔中山座長〕

- ・話し合った経過からすると、タイトルとして「委員の公募等」を残した方が良い気がする。それで「委員の公募等」ということで決めたいと思う。よろしいか。（了承）
- ・内容だが、先ほどの第3章の第9条を解説で付け加えた方が良いとの意見があったが、このことは改めて副座長の方から出してもらった意見を検討したいと思っている。そこに加えても良いという内容なので、その検討の際に内容を加えるのであれば、こちらに加えるし、新たに条を作るのであれば、そちらに加えるという形を取りたい。
- ・他に意見がなければ、次の検討に入りたい。

### ◆第33条（意見の公募）

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・まず赤字の「※第24条「行政手続」との関連」については、第24条の検討の時に行政手続法の話をして、これは分けて整理をすることになったので、この部分は良いと思う。
- ・次に、第3項の左側の元々の協議内容は「別に条例で定める」としており、これは他の条文と整合性を取るために、あえて別に条例で定めるということではなく、言葉を置き換えて表現したもの。

#### 〔中山座長〕

- ・これはこのままで良いということか。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・この案でどうだろうかという提案と、もし、このように別に条例を定めるということであれば、条例を定めるものはすべて統一させないとおかしくなるということ。

#### 〔中山座長〕

- ・その点と、もう1点、市民の参加を図らなければいけない時として、多治見市の例として、総合計画などの重要な計画を策定し直す時に重要な条例規則や要綱など策定を開始したりする時という方向になっていたと思うが。

#### 〔事務局～企画課長〕

- ・そのことが第1項の中に「重要な条例の制定及び改廃、重要な施策の立案・・・」などと文言としてこの部分に入れているということ。
- ・第何条という形で個別に抜き出すのではなく、その中に入れているということである。

#### 〔中山座長〕

- ・了解した。
- ・次に、第3項の「意見の公募に関して必要な制度を整備するものとする」とあるが、この件について意見を伺いたい。
- ・以前は「市民参加の推進に関し、必要な事項は、別に条例で定める」という文章だったが「制度を整備するものとする」と変更されているが。

#### 〔笠原委員〕

- ・この部分にかかわらず制度を整備するというように文言を統一した方が良いのか、それとも、場面によっては条例を制定した方が良いのかということだと思う。
- ・これでは言い尽くせないというものがあり、この条例が持っている役割や機能が意外に果たされないのではないかという部分が出てきている感じがする。
- ・先ほど第32条で言えば良かったのだが、第33条と第34条では、制度を定めるとなっている。ところが、委員会や審議会等については既に条例等の制度があるはず。
- ・だから、第32条についても同じように制度を整備する、若しくは条例を定めるというような文言を加えていかなければ、第32条についてはそういうことになると思う。
- ・他の条文でも条例を制定した方が良いということでは、やはりこれ以外に探せないような文言が出てくるので、今のところは、整備若しくは条例についてはもう一度最終決定で決めたらどうかと思う。もう一度全体見回した時にそう言う場面が出てくる気がする。

- ・とりあえず第 32 条には、第 3 項として制度を整備する、若しくは条例で定めるという言葉は入れていただきたい。
- ・それと同時に、条例で定める、若しくは整備するということである程度良い気がする。

〔中山座長〕

- ・第 33 条と似たような文章にはなる。「市長は委員の公募に関して必要な条例等を整備する。」

〔笠原委員〕

- ・現在、審議会の制度はたくさんあると思う。いろいろな審議会を設置する条例などたくさん制度があるはずだ。

〔事務局～企画課長〕

- ・根拠規定がどれになるのかというと、当然、条例に根拠を置いているものもあるし、要綱で定めるものもある。それは、それぞれの設置目的や内容によって取り扱いがばらばらである。

〔笠原委員〕

- ・それでもう一度方向を決めた段階では、現在の審議会、委員会等については、もう一度見直しをかけるということ。
- ・だから、このまちづくり基本条例に沿った形で、審議会や委員会を設置していくということだと思う。そのためにしかあり得ないことだ。
- ・あとは、市長の私的諮問機関等についての取り扱いについても、別枠の制度の中、若しくは条例の中できちんと位置付けしていただければ分かりやすいと思う。
- ・そうなるこの第 32 条や第 33 条にしても、これに基づいてぶら下がり制度ができていくのだということで、市民にとっても理解しやすいと思う。

〔高橋委員〕

- ・議会決定の前後というかタイミングだが、これで例えると委員の審議会というのは第 32 条に該当するのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・当然入る。

〔高橋委員〕

- ・そして意見の公募に関し、その前か後なのか、あるいは、この話が議会で決定されるが、その後にもう一度意見の公募があるのか、そのタイミングが分からない。

〔事務局～企画課長〕

- ・意見の公募だが、何を目的に意見の公募をするのかということになる。だからこの場面で必ず行うという決めは難しいと思う。要は、何の目的でその委員会を作り、それに市民が参加してもらおうのかという、その目的によって違ってくると思うので、一概にはこうだとは言えない。

〔高橋委員〕

- ・例えば、最初の頃にフォーラム機会を増やそうということだったと思うが、そのことがこの段階での意見の公募だと思っていた。これがなかなか出来る状態ではないということで、このまま終わってしまうのではないかと思っていた。

〔事務局～企画課長〕

- ・まちづくり条例を例にすると、今、市民参加のもとで素案づくりをしているが、もっと多くの市民から意見を聞くために、例えばフォーラムを開くなどがある。
- ・その時期がいつ開くのかということはあると思うが、それとは別に、例えば各まちづくり協議会に素案内容を説明して意見をもらうことや、まちづくりトークのように各自治区に行って、住民に意見を訊くなど、いろいろな手法がある。

〔高橋委員〕

- ・では、もっと自由に扱えるような条例になった方が良くということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、インターネット上で意見をくださいと終わっていたものを、もう少し違う手法でやろうということ。市民の声を聞くために、いろいろなことを考えようということだと思う。そのための手法は出てくると思う。

〔高橋委員〕

- ・そのアクションを起こせるのは市民側でもあるということか。
- ・もう少し広く意見を聞いた方が良くのではないかということか。結局は、意見を聞かれないまま終わってしまいそうにはならないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・意見を聞いているかということ、市民側からは何も情報がなければ分からない。

〔中山座長〕

- ・今、笠原委員の意見はここに入れた方が良くのではないかということだったが、私と副座長の考えは、第33条の第3項「市長は、意見の公募に関して必要な条例等を整備するものとする。」とする。
- ・こうなると、第2項の意見にも入れなくてはいけない。そして住民投票に関してもそれに似たような部分が出てきてしまう。
- ・同じ内容のものが出てきてしまうので、最初に条を立てて、そこで市民参加について保障をする。そこでそれを保障するために、条例等を整備するという書き方で全部を括ってしまうとどうだろうかという考えになったのだが。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここで条例を整理するということが、条例は作れないということはないが、市民参加について言うと、市民参加条例というものが作られている。
- ・意見公募条例というのは聞いたことがないが、多分これが手続きに関する定めなので、例えば規定や要綱などの定めがほとんどだと思う。だから条例ということをしてしまうと、非常に狭くなってしまう。

〔中山座長〕

- ・並列して書けば良いということではないということか。

〔高橋委員〕

- ・システムとしては、ワンパターンということを作るのは難しいことか。

〔事務局～企画課長〕

- ・一定の基準は、当然必要なことだと思っている。意見公募をするためには。

〔高橋委員〕

- ・意見の公募や委員の公募にしても、目的があるはずだ。手順として例外ばかりだったものを、ある程度同じような形でどこまで書けるのかということがあると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、それぞれの設置目的によっては、40人必要な所もあれば、10人で良い所もある。
- ・そのうちの一定程度を市民公募から選ぶ、何割か女性委員を選ぶという基準だと思う。

〔高橋委員〕

- ・そうではなく、何かが決まるまでだと思う。例えばこのパターンだと、市民会議が出来て、市民の公募と委嘱があり、委員が定まる。そこで加えて練り上げたものが、議会に答申されるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・素案を議会に説明するし、市民からも意見をいただくということ。

〔杉本委員〕

- ・多分、今までいろいろな会議の性格を持って、いろいろな委員の集め方をしていたと思う。しかし審議会に関しても一定の手順を持ち一定の手続きの方向として、順番を立てるという考え方もあるということをお願いしたいと思う。

〔高橋委員〕

- ・だから、委員会設置、委員の公募があり、そこでの意見の公募がある。そしてそれが議会に行き、そこでの権限があって議会決定され、その後に意見公募をしたということはいまだあまり聞いたことがないが、結局市民としては、そこで文句を言う人が多いと思う。
- ・その後に計画が実施されると、第3者で何かをすると言う事が出てきた場合、これはひとつの流れだと思う。当然例外があるのか、もっと短くなるものがあるかもしれないが、それをワンパターンにならないものかと思う。

〔杉本委員〕

- ・どちらかと言うと少し疑いを持って見てしまうのは、恣意的に作ってしまった審議会や委員会が一番困ると思う。一応アライバイ作りのように作ってしまったとか、または市民の意見を聞く形を取るために委員会を設置したといった形がどうも鼻に付く。
- ・このようなことであるならば、一定の手続きを取って、きちんとしたチェックリストに基づき行っていく方がまだ適正だと思う。
- ・だからパターンが読める、人を集めるとか、続きが見える方が分かりやすいし、このことは必要だと思う。
- ・今までは、少し困った事があれば10人ぐらいを集めて、そこで片付けてしまうということがあったが、今後はこれではいけないと思う。よほどの秘密会議だとか秘密案件でない限りは、一定の手順を踏まえて市民との参加を行う方が良い気がする。

〔中山座長〕

- ・それは事務局の説明と違うもので、条例にはない規定になるかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・条例で決める場合もあるし、他にいろいろな方法があると思う。ただ、その手続きがきちんと決まっていることが大事だと思う。

〔中山座長〕

- ・そのことは、条文か解説の中に入れた方が良くと思う。

〔高橋委員〕

- ・第2節でもう少し話し合うべきだったと思っている。

〔中山座長〕

- ・条例等を整備することを全てに書くと、くどくなってしまうので、ひとつに纏めたいと思う。
- ・副座長から、参加・保守・機会の保障・参加の推進という言葉が条文に付け加えた方が良くという意見が出ているので、そこに参加機会の保障及び制度なり条例等の整備などを加え、これが全て市民参加の章になる書き方をした方が良くと思う。
- ・そうすると意見の公募の第3項は残しておき、別条項の参考にしたいと思う。
- ・これで纏めるのが駄目だと言うのであれば、各条文の最後に整備の制度を付け加えたいと思う。そうでなければ新しい条文を付け加えるという形で進めさせていただきたい。
- ・第3項については後ほど検討したい。
- ・それ以外について、意見の公募の内容はどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・副座長私案の第1項については、第32条から第34条以外の部分について対応する整備に努めると書かれているので、逆に第32条から第34条については、この条文の中で条例を制定することを明記しても構わない。むしろ、した方が良くと思っている。だからこれで一括りにはならないと思う。
- ・特に住民投票については、この条項の中で明記した方が分かりやすいと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・私が言っている市民参加は、あくまでも市民の権利ということ。そして直接請求部分は別括りで考えた方が良くと思っている。
- ・そういう意味では、この第34条は、自分のニュアンスとは大分違うので別括りで考えた方が良く気がする。
- ・こうなると先ほど笠原委員が言ったような「住民投票は別格」という扱いもひとつの方法だと思っている。

〔中山座長〕

- ・第33条に関してはどうなのか。ここも提案の中に入れた方が良くいか。

〔逢坂副座長〕

- ・それも構わないと思う。ただ条文では「これ以外に」となっているので、この辺は議論をして欲しいと思う。

〔中山座長〕

- ・文言に関しては付け加えるが、意図として市民参加に関して保障をできるような制度を行うということを書いた方が良く。
- ・では、住民投票については、入れた方が良くということか。

〔逢坂副座長〕

- ・住民投票については、ここだけの部分で別に定めるということにした方が良くと思う。



〔笠原委員〕

- ・先ほども言ったがこれは別立てが良いのか。または第 32 条の解説の頭に「これは第 9 条の第 3 項から」という説明を加えた形が良いのかどちらかだと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・今回副座長から提示された内容は、第 32～34 条の条文の内容は別にして、こういう仕組みは載せて、そしてその前に 1 条入れる形にしたらどうかということだと思う。
- ・14 市の先進事例を出しているが、吹田市や札幌市が似たような形になっている。
- ・副座長のものは、吹田市に似たような構成になっていると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・札幌市でもニュアンスとしては考えられる。

〔中山座長〕

- ・第 33 条の 3 項については、体系だった内容になっていない部分を修正し検討したい。
- ・ただ、第 34 条 3 項については、そのまま残す形で検討した方が良いのではないかという意見が出たので、その方針で進めて行きたいと思う。
- ・ちなみに、第 33 条第 1 項の解説について意見はないか。

〔笠原委員〕

- ・吹田市の場合、条例化すると明記している。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務局としては、条例で定めるという表現は使いたくないということではなく、もし使うのであれば、全体的に最後、統一をかけるということであれば、それはそれで良い。
- ・ある部分だけを条例で定めるとしては違いが出てくるので、非常に説明しづらい。

〔中山座長〕

- ・例えば、多治見市のように全体を大括りにして、市民参加の推進に関して別な条例で定めるなどということもあるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは市民参加条例を別に定めるということを行っていると思う。
- ・だからそういう統一を図っていれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・どういう形にするかは後ほど検討したい。市民参加の章で条を加えるか加えないかの時にまた検討したい。
- ・住民投票の第 3 項に関しては、素案のまま検討させていただきたい。では第 33 条はこのままで、次に第 34 条に行きたいと思う。

〔水口委員〕

- ・その前に、市民参加のことは今言われたことで良いと思うが、気になることがある。
- ・行政の手法として市民参加という言葉を使いながら市民が参加させ、これが結果として実績作りするというか、隠れ蓑にすることがたくさんある。
- ・それをここでどのようにカバーするのか分からないが、現実には市民参加という言葉を使いながら、そのような傾向がものすごく強いと思う。結局は行政の実績作りということもあり、危機感を持っている。

〔杉本委員〕

- ・悪用してはいけないと一筆書いたらどうか。

〔水口委員〕

- ・そのように書きたいのだが。

〔逢坂副座長〕

- ・ちょっと厳しい所だ。気持は本当にそうだと思う。

〔水口委員〕

- ・私は合併して新しい北見市になってから特に感じる。小さい町であれば、その部分が見えるから分かるが。以前も実績作りで使われている。しかし結果として何もなく、そういうことでは困る。

〔高橋委員〕

- ・それであれば、多数決の禁止や合意を図るということを書けば、そういうことにはならないと思うが。

〔杉本委員〕

- ・その時に一定の手順を定めた条例を決めてもらう時に、悪用したら駄目だということを書いてもらえば良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・委員の関係から行くと、誰が何の委員をやっているかが分からない。例えば委員会委員の名簿を探すということは大変な話である。
- ・もし、まちづくりということを前提に考えた場合、これだけたくさんの審議会や委員会があり、委員の構成は隣近所に住んでいる人が委員になっていることもあり得る。
- ・その場合、どういう意見をこの委員会に反映させるか。これが個々によって異なる。
- ・しかし、この条例を作ることにより、全てはこれに基づいて、いろいろな地域住民や自分の所属する団体など、自分から積極的に意見を広める責務や義務くらいは付けておきたいと思う。
- ・その中で自分の名前が公表されることを嫌がる人がいるが、それは問題外のことだ。
- ・だから制度や条例作成する時に、そういう条件をつけるべきだと思う。
- ・例えば、自分の知り合いやいろいろな人と話をして、意見を反映するような形、あるいは所属する団体に、こんなことがあるがどうだろうかを持ちかけるぐらいの義務はあった方が良くと思う。
- ・それと、名前が公表されることに対しても承諾してもらうなど、細かく決めていかなければ、何が何だか分からなくなるし、そのことを変えようとしているのがこれだと思う。

〔中山座長〕

- ・先ほど杉本委員が言った意見と同じだと思う。
- ・今、神原教授の本を読むと、「参画機会の保障」として「計画条例の立案に当たっては、案の決定に至るまでの手続き、必要な情報の作成及び公開、市民参加の方法を明らかにして、全市民的な観点から市民参加を推進しなければならない」とある。
- ・各項目には5項目ぐらい書かれている。
- ・ここまでしっかりと書かれると、先ほどの実績作りの防止になるのかもしれない。

〔水口委員〕

- ・私の言ったことは不謹慎なのかもしれないが、ただ事態を言っただけだ。

〔中山座長〕

- ・それは非常に重要な事だ。体系である参画機会の保障に関することだと思うので、条例の中に付け加えた方が良いと思う。

もう一度全部が終わった時に、どうすべきか考えさせて欲しい。

〔杉本委員〕

- ・自治区の設置条例の見直しを庁舎内の職員内で行っているという話を聞くが、市は集会に参加した市民だけの意見を取り入れているという話を聞くが心配だ。
- ・庁舎内の意見や職員同士の意見は、今の決め事からいうと何を話し合っているのか出てこない。プロセスが分からないまま答えが出てくるのだろうという心配はある。

〔笠原委員〕

- ・庁舎内での検討は、自治区設置と縦割り行政に対する検討だと理解している。そしてそれができた後、まちづくり協議会の方におろすという説明まではしている。
- ・だから自分がその会に参加しなければ動きが分からなくなるので、それをどういう形にするのかということ。ただ、行政サービスだからといって、何でもかんでも情報を知らせるのは行政の責任ということでは困る。
- ・自分の方から積極的にそういう会議に参加することが大事だと思う。自分からアクセスしなければ分からない場面もあると思う。

〔杉本委員〕

- ・そこで市民参加のレベルだが、行政は集会を開くが集まらないという。しかし、それは市民の意見を集めるための手段は常時持っていなければならないと思う。

〔笠原委員〕

- ・それで、先程から言っているように、いろいろなミーティングや制度があることを周知する方法でしか、今のところはないと思っている。

〔杉本委員〕

- ・集まった人の意見を聞くと、行政は庶民を集めるものなのだと思う。
- ・しかし、意見を集めるということは、集会やインターネットもそうだが、行政はいろいろなチャンネルを持っていなければいけないと思う。だから、市民参加というレベルの部分で、一通りの手順を明記しなければいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・その辺りを何か加えた方が良いのかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・でも、保護するわけではないが、「どこでも市長室」というのがあり、市長は自分の時間で行けるチャンスがあればどこにでも行くとなっているので、このことを市長にお願いして、それでだめということであれば市長としての説明責任の問題になると思うので、この制度がある以上はこれを活用して行く方が良いと思う。
- ・市長は2～3人の所でも、町内会でも行くと言っているなので、それを利用する機会を作っていくことが大事だと思う。

- ・それで一方的に集められた、集められないということにはならない気がする。

〔水口委員〕

- ・一応整備はされている。

〔中山座長〕

- ・もう一度最初に戻るが、第7章の第33条はこのままで、第3項は全体の見直し、話し合いの時に考えたいと思う。

#### ◆第34条（住民投票）

〔中山座長〕

- ・次に、第34条（住民投票）を検討する。
- ・解説の「住民投票条例」はどこで定められているものなのか。

〔逢坂副座長〕

- ・まだ北見にはない。これから作るので、その根拠規定がここにあるということ。

〔杉本委員〕

- ・この部分で常設型の住民投票条例ということだと思う。
- ・通常は、その都度何かあった時に条例を決めるので、今回は住民投票を行う条例を作るので、住民投票とここで明記すると常設型住民投票条例ということになる。
- ・あとは発議するだけで良い。普通は、条例を決めてから発議に持ち込むという2段階になるが、この部分で書くと、あとは発議するだけで良いということになると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・この第34条は、常設型と解釈して良いのか。

〔杉本委員〕

- ・そうである。

〔中山座長〕

- ・常設型に移行するためのもの。
- ・まず赤字の部分の説明を願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・先ほどの「別に定める」と同じような取り扱いになり、ここでは「住民投票条例を定めていく」と明らかにしているので、解説もそういう形で記載している。
- ・他の条文ではそのような書き方をしていなかったのも、もし入れるとするならば「整備する」という言葉に置き換わるとして提示した。

〔杉本委員〕

- ・普通は住民投票を行うというと、人口の50分の1の署名を集めなければ行えないということだと思うが、いつも住民投票を行うとなると、とんでもない経費がかかる。
- ・他の町で常設型の住民投票を行っている所は数を書いている。50分の1や100分の1のような数で記載している。
- ・この第3項では「より多くの市民が発議できる」となっており、この機会を多くすることであれば、この定めるは条例の中に定数などを書いているものと思って読んでいた。この「定める」という意味は、そういう意味ではないのか。

〔逢坂副座長〕

- ・そういう細かいところを、この住民投票条例で決めるということではないのか。

〔杉本委員〕

- ・どちらなのかと思う。この第3項はいろいろな決定の時に、住民の意見を聞く機会をたくさん持とうというものだと思っている。
- ・そうなった場合、住民側から発議するということは、住民側からの署名を求めなければならないということ。
- ・しかし、今までは50分の1など、ものすごくハードルが高くて、住民側もものすごく経費を使うことになり、その部分のハードルを下げたものなのかと思った。

〔事務局～企画課長〕

- ・この住民投票の元々のスタートは、「住民の意思を直接確認する住民投票を実施できるものとする」という条文だったものが、議論の中で「より多くの市民が発議できる」という言葉が入ってきた。この議論の中で決定したものである。

〔杉本委員〕

- ・本当は、ここは決断が必要だという時に、すぐ使えるようにするもので、いかにどの程度ハードルを下げるのかということだと思っている。

〔高橋委員〕

- ・「より多く」と書かれているだけあって、例えば、一般的に50分の1だとすると、それと同じような感じにはならないだろう。

〔中山座長〕

- ・私のノートの間緯を見ていると「住民投票制度を定める」とあり、「住民投票条例」としてないのはどうしてなのか。

〔高橋委員〕

- ・取りざたす話にしない方が良くということで、そうなったと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・あまり詳しく物事を決めない方が良くということで、ここまでになったと思う。

〔杉本委員〕

- ・直接請求のことだから、あまり触れないでいこうということがあったのかもしれない。

〔逢坂副座長〕

- ・しかし、そのことが良いのかどうかという議論はあった。このぐらいにして住民投票条例で決めた方が良くということだったと思う。

〔杉本委員〕

- ・使える住民投票にしようということで、第3項を考えた方が良くと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・それは大事な事だと思う。

〔中山座長〕

- ・住民投票制度の所で住民投票条例のことを指すのか。

〔杉本委員〕

- ・そうである。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、わざわざこのように書かなくても「住民投票に関する条例を定める」とした方が良いと思うが。

〔杉本委員〕

- ・制度というのは条例があってこそその制度なので、条例がないものに制度はない。

〔逢坂副座長〕

- ・条例があって制度があるということなので、一本、筋は通ると思う。

〔中山座長〕

- ・そのように解釈することで、条例は整備されなければいけないということか。

〔逢坂副座長〕

- ・市民が使いやすい内容にするための議論をするのが一番良いかもしれないが、果たしてそこまで細かいことをここで議論ができるかどうか。

〔中山座長〕

- ・それは住民投票条例に任せてしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・その方が良いと思う。ただ、解説でハードル等については使いやすいものという解説文は入れておいた方が良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・この場であまり詳しく議論しない方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・出来ないと思う。特に住民投票に関しては。

〔逢坂副座長〕

- ・住民投票に関しては出来ないと思う。割合を決めることが住民にとっては重大なこと。

〔中山座長〕

- ・住民投票制度を定めるという書き方もこのままの方が良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・例えば、ここでどうしても決められないというのは、自治区の問題があるから。自治区は50分の1だと頑張ってもできない、数が4自治区に分かれたうちの住民投票なので、不均等が出てきて住民投票にならなくなったりする。その辺のバランスを考えなくてはいけないので、今は出来ないと思う。

〔中山座長〕

- ・あとは、事務局の方から言葉の問題で、「定める」という言葉を「整備する」に統一したらどうかという案があるが。

〔杉本委員〕

- ・制度なので「定める」の方が良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・今の話からいくと、札幌市の解説の中には個別設置型や常設型などがあるので、この中では細かく決めずに。しかし札幌でも、これでも課題が残っていると書いている。
- ・そこで具体的に個別設置型の住民投票がある訳だが、これには市民発議もあり得る。た

だ、ここから投票対象をどこまでにするかなどを決めなければならない。個別の場合は、その都度決める。

- ・それと同時に、住民投票条例は初めから作っておいて、それをメインにして個別にするか。結果としてはこのような形になるのか。並列にしておかなくても発議はどちらからでも出来るという形。これは厳しいのかもしれないが。
- ・常設型を作っておいて、個別設置型はあり得るというように解釈をすれば良いのか。

〔高橋委員〕

- ・実際に試行錯誤はされていかなければいけないと思う。

〔笠原委員〕

- ・そういう場面は出てくると思う。
- ・これをまともに行うとなると、成人年齢は18歳からに変わる。あるいは、国籍の問題などいろいろと出てくると思う。

〔杉本委員〕

- ・北見市の場合、自治区の選挙人名簿の有権者の数では住民投票の発議がほとんど出来ない状態。

〔笠原委員〕

- ・だから、それだけにするのか。それとも、もっと少なくとも発議出来るようにするなど、いろいろなことが出てくると思う。

〔杉本委員〕

- ・状況に沿ったものにしていかなくてはいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・ここであえて書き込まない方が良いということか。

〔笠原委員〕

- ・今懸念されている中味について解説の中で整理をする。または制度をより充実されたものにする形になると思う。

〔中山座長〕

- ・例えば、個別型・常設型と書きながらいくということで、その部分は宿題とさせてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・逆だと思う。解説の一番下「住民投票条例」の根拠規定になるものです」とあるが、この住民投票条例の発議要件や投票資格、成立要件とさまざまな常設型や個別型があるというようなことを勘案し、常設型の条例を作りながら、なおかつ全体の制度として整備をしていく、または定めるという形であれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、札幌市の書き方で、時には慎重に検討しなければならないという内容になるような解説文にしたい。

〔杉本委員〕

- ・この解説の部分で自治区数・有権者数を書いておかなければ、全く北見市で住民投票が出来なくなると思うので、一言書いておいたほうが良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・今の段階では難しいと思う。だから発議内容や要件を書くしかない。

〔逢坂副座長〕

- ・住民投票の「概略や発議とは何か」「市民のどれくらいの人を集めるのか」という一般的な疑問を解説の中にいれてもらいたい。そして、今使っている住民投票の言葉は専門用語で難しく、もう少し市民に分かりやすい言葉で解説してほしい。

〔杉本委員〕

- ・これはすごい問題だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・あまり乱用されても困る。

〔杉本委員〕

- ・例えば、自治区をやめるなどということはある。

〔中山座長〕

- ・それでは、住民投票に関しては取り敢えずこのままで。解説の部分については、個別、常設型の説明を加える。例えば、札幌の例などを参照し、事務局の宿題とする。

〔高橋委員〕

- ・言葉のニュアンスだが、住民投票の結果を尊重するということが、これでは緩い感じがする。住民投票で決まったものなので、かなり重いものだと思う。それが尊重されるだけで良いのか。

〔杉本委員〕

- ・でも、法的規定がないので「尊重する」としか言えないと思う。
- ・それと住民投票の意見に反対した決議を行った市長や議員は、次の選挙で落とされる。

〔逢坂副座長〕

- ・それで決まるのではないかというニュアンスだ。

〔高橋委員〕

- ・自然に社会的な判断が下されるという感覚。

〔逢坂副座長〕

- ・やはり条例としては、この程度で「尊重する」しかないと思う。

〔中山座長〕

- ・副座長から市民参加の推進というタイトルで、条文が挙げられている。そこでポイントになるのが、市民参加の機会と保障という部分だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・参加機会の保障ということが挙げられると思う。
- ・もうひとつは、水口委員が心配している部分、こういうことに気をつけてやってもらわないと困るという部分を、どのように加えていくのかということだと思う。
- ・一番端的なのは、先ほど座長が言った参加の機会の第8条をどのように組み込んでいくのかということだと思う。
- ・ただ、これを全部組み込んでいくとなると、事務局の方も大変になるので、どこかで折り合いを付けながら、アライバイ作りは困るといったニュアンスを少し入れたい。



〔高橋委員〕

- ・今出ている委員の公募、意見の公募、住民投票以外に、市民参加というものがあれば、それ以外を含む全体があっても良いと思うのだが。この中で収まっているのであれば良いのだが。

〔逢坂副座長〕

- ・今、高橋委員の意見に少し肉付けをしたいが、私の資料でDの部分に市民参加の方法という項目があるのだが、ここには審議会や懇談会、あるいは意見の公募、公聴会、ワークショップ、対話集会、アンケートというように細かい項目がある。
- ・例えば、委員の公募や意見の公募には、公聴会への参加は入っていない。

〔笠原委員〕

- ・公聴会は意見の公募にはならないのか。

〔高橋委員〕

- ・公聴会や対話集会是公募の意見に近いのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・意見の公募に含まれている事は考えられる。
- ・もうひとつは段階的な問題で、市民参加の段階、いわゆる構想の段階、計画の段階、事業実施の段階、評価追跡の段階がある。

〔高橋委員〕

- ・それは第6条で言っていなかったか。

〔笠原委員〕

- ・総合計画の時に事業構想等の段階での参加があった。総合計画が発表されて、それに対して策定もあり、最終的にできあがるという形だったと思う。
- ・ただ、事業実施における参加や評価追跡への参加がなかったので、こちらの条例で記載するという形だったと思う。

〔高橋委員〕

- ・その部分はこれをモデルにしてということをお話したと思うのだが、ワンパターンに出来るのであれば、その方が分かりやすいと思う。

〔中山座長〕

- ・まず全体を見通して、どういう条文を付け加えるべきか。例えば、タイトルでは副座長からは「市民参加の推進」となっている。
- ・この「市民参加の推進」で検討を進めても良いのか。市民参加の推進ということで第7章の総まとめをしても良いのか。

〔杉本委員〕

- ・もうひとつ、共働という精神からいくと、これは市民参加といって参加だから行政側が用意したものに参加するというスタンスだが、もしも共働というグループが自主的に参加するということもあり得ると思う。
- ・市民側が自主的に活動を興していた場合は、参加にはならないのか。とにかく、お膳立てされているものだけを見ているという感じがする。自主的に興しているもの、集会や井戸端会議などは参加にならないのか。

〔高橋委員〕

- ・市民活動に入れてしまった方が良くと思う。

〔杉本委員〕

- ・これは行政側が用意したもので、その場を行政側が保障をするという形の参加をしているということか。

〔高橋委員〕

- ・それは制度の中での市民の参加として。

〔笠原委員〕

- ・それで他の所を見ると、参加が参画と言う言い方をしているのだ。行政に対する参画の方がより正しいのかもしれない。
- ・先ほどの市民参加の推進となると、次の章の共働の推進、いわゆる市民活動そのものについての市民参加の推進と言うよりは、市民活動の推進という感じがする。
- ・だから第7章は参加の推進、あくまでも整備の部分だと思っている。市民が行政の計画なり実施、評価についてのことだと思う。前にやっていた第5章や第6章への関り方だと思っている。
- ・そうなるとう一般的に言えば、市民参加は一般的に参画という事になり、他の部分も用語を変えないといけなくなる。第6条の市民参加の原則などの用語を変えないといけない。

〔高橋委員〕

- ・参加にしておくとう参画まで含むと思うが。

〔笠原委員〕

- ・参加だけであればまだ弱いが良いと思うが。
- ・ただ全体を見回してみると色々な矛盾があると思う。

〔杉本委員〕

- ・もともとは行政側がしているものに対してということ。

〔中山座長〕

- ・ここは参加で良いと思う。わざわざここだけ狭い意味で使わなくても良い気がするが。

〔杉本委員〕

- ・参画と言うとう少し重たくなるので、参加レベルで良いと思うが。

〔高橋委員〕

- ・ただ内容的には第7章は参画の方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・今は第7章のタイトルではなくて、新しく条を作るとしたらどうするかということ。市民参加は章のタイトルなので、その上でまとめとして一番先に条を作る場合にどんなタイトルにするかの話をしてもらいたい。
- ・副座長が挙げている「市民参加の推進」ではどうだろうか。
- ・もし、これで良ければ今日全部作り上げたいが時間が足りない。そこで、キーワードになることだけを纏めて挙げているので、あとは集約をさせてもらいたい。
- ・市民参加の推進で良いと考えていくと、第9条第3項で規定するような「参加機会の保障」に関して書く必要があるということ。

- ・次に「条例や規定等の整備を行う」ということをここで書いていく。そうすることで委員の公募や意見の公募に関しても適用できるだろう。
- ・もうひとつは「手続き公開等の手法に関して明記をする」これは実績作りなどが行われないようにするための手法。
- ・とりあえずは、この3つだけは必ず付け加えなければいけないと思っている。

〔高橋委員〕

- ・副座長の案の「市民の関心を高める」という部分が今の条文の中には見えていない気がする。あとのものは、ある程度何をするか確定されてくると、「D」の部分はある程度分類される気がする。
- ・第7章は主に市側であり、協働でいうと従来からのイメージであると思う。そして8章が市民活動などのニュアンスで見えていた。そうすると、市がやることに対して、市民が興味や関心を持つという部分を入れてほしい。

〔逢坂副座長〕

- ・その要素は大事なことだ。具体的には私案の（2）市民参加の概念（B）多様な参加の機会という部分で、「参加を推進するために市民の関心を高める必要がある」とある。
- ・「多様な参加制度、参加しやすい環境を整備する、参加を推進するために市民の関心を高める施策を講じる」など、これが高橋委員が言う要素になると思う。

〔高橋委員〕

- ・この2つは、何となく今ある条文の中に入っている気がするが。

〔中山座長〕

- ・これは、あくまでも副座長が出した案であり、宿題として作り直すので、この案は無いものとして考えてもらいたい。
- ・無いものとして、今考えているのは「参画機会の保障」ということで、第9条の第3項に基づいた条文を考えることがひとつ。条例や規定等の整備に関するものがひとつ。そして実績作り防止のために手続きや公開等の手法を明記するものがひとつ。ということが必要なので、条とは切り離して考えてもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・今、高橋委員が言った「市民参加を惹起する施策を講ずる」ということを付け加える。

〔高橋委員〕

- ・それは結構やっていると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・入れておいた方が、市民が興味を持てるように、少しでも行政が前向きになるかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・私から見ると、かなりやっていると思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・入れておいた方が良い気がする。4点を付け加えるということ。

〔中山座長〕

- ・条文を書くとする「関心を高める」という言葉を入れた方が良いのか。

〔高橋委員〕

- ・それは解説で書いた方が良いと思う。一生懸命やっていると思うが、市民がそちらを向かない。

〔事務局～企画課長〕

- ・解説で何かを表現する方が良い。条文で「何々のため」というため書きはなるべく避けた方が良い。そのためという限定になってしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・では、高橋委員の意見を解説の部分に入れたらどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・それであれば、第6条の市民参加の原則の解説の中で書いた方が良いと思う。
- ・結局は、市民の積極的な参加を保障する多様な仕組みを整備しなければならないということが第6条、第9条、第32条まで飛んでいるので、その流れの中で理解は出来ると思う。一番の根拠としては、第6条ぐらいに書いてあると思うが。

〔高橋委員〕

- ・読み方では、その中に含まれている感じがする。

〔逢坂副座長〕

- ・では、第6条の解説に入れることにしよう。

〔高橋委員〕

- ・そうなるに関心を高めるということは大事だ。

〔中山座長〕

- ・第6条に入れた方が良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・積極的に皆さんと保障する前に、関心を高めるという手立てを加えるか。

〔中山座長〕

- ・では、この条文作りについては宿題とさせてもらいたい。
- ・サブタイトルの市民参加の推進では、3つほど必ず付け加える。第9条第3項で規定するような「参加機会の保障」に関して書く。
- ・次に、「条例や規定等の整備を行う」ことをここで書く。
- ・もうひとつは、「手続き公開等の手法」に関して明記をする。これは実績作りなどが行われないようにするための手法。
- ・そして解説にも詳しく書き加えることとする。
- ・これを第7章の頭の条文にもってきて、解説を加えたいと思う。
- ・第7章は基本的には変わっていないと思うが、第33条の「意見の公募」の第3項を取り除き、新しくできる条に付け加えるという形。
- ・それと、第34条の解説に、より細かく札幌市や稚内市の例を参考にして、条例で常設するなどの住民投票条例に関する項目の解説を加える。
- ・大きな変更は、第7章の最初に条を加え「市民参加の推進」など先ほど述べた3つを加える。

## ◆第8章 共働の推進

### 第35条（市民活動の促進）

#### 〔中山座長〕

- ・この「共働の推進」は、専門の部会で検討した結果を事務局でまとめてもらっているので、現行条文案と検討案の両方を比較し検討したい。
- ・その他に追加がある。専門部会の検討案として出た第2項の最後の部分「自由意思に基づき」の後に「地域的資源を利用して」という言葉を付け加え、そして「まちづくり活動を行うことができるものとする」とする。
- ・この案は、私と笠原委員、合田委員、高橋委員、杉本委員の5名で検討した結果である。
- ・最初の原文には「市長等は」と主に行政関与が主体で書かれていた。しかし共働のひとつとして、市民のみの活動が重要という事で、「市民は」という言葉を第2項と第3項に加えた。これは具体的な活動の方法であり、そこでは何ができるのかということについて書き込んでみた。なるべく漏らさず、かなり細かい言葉まで入れて書いている。
- ・これで、どのような条文にしたら良いかをここで検討したい。この案の作成に参加した4名に要点などを伺いたい。

#### 〔笠原委員〕

- ・第35条の「条例等」という言葉が入ることが必須だと思った。

#### 〔杉本委員〕

- ・よくある自治財源ということに関してだが、行政財源、いわゆるいろいろな事業を行う時に財源がなければ出来ないと述べていたが、住民自治のレベルで財源をどうするのかということが一番気になっていた。
- ・財源や資源をどうとらえて住民自治が出来るのか。行政側は、経済的資源と財源とが住民自治のものとは全く違うのではないかという考え方に至った。
- ・それで、地域資源というのは、努力やそれぞれの個人の能力のものまで地域資源に考えていかなければ、自治するモチベーションも上がらないし活動意欲もない。
- ・そういうことから、いろいろな世代や区別、分類はなしにしているということと、座長が先ほど追加するとした地域資源ということに関して、人間までも地域資源として考えているという背景がある。
- ・今までは資源や財源というと、行政側の者は「人、物、金」だけという捉え方だが、住民自治の場合は、能力や努力、人材までも全て地域資源と考える。そういうことでなければ運営ができないだろうと思う。
- ・だから、行政側（団体自治）と住民自治の間にギャップがあるので、解説文でいろいろ書かなければならないと思う。そういう背景もあり、本当は長い文章だったが、座長が短くしてくれた。
- ・第3項に関しては、いろいろな活動をしている中で「何をバカな活動をしている」と反論され、活動が出来なかったことがあるので、そういうことが無いようにしてほしい。

#### 〔高橋委員〕

- ・市民に強制的であったり、参加にハードルが生じたりするようなことは防ぎたい。これでは、そういうことはほとんどないと思うし、むしろ出来る形と思っている。

#### 〔杉本委員〕

- ・市民が負担無く活動できる領域をある程度決めないと、共働推進と言ってもなかなか難しいことだと思っている。
- ・今までは、行政側に参加してほしいというスタンスだった。とにかく、自治活動の中で最初の負担の無い所の活動というのは、地域を知ることと学ぶこと、意見を言うことぐらいだと思う。
- ・それが自治活動のスタート地点なので、意見を言うところまでで自治の原点がクリアできるものと思っている。そうすれば、負担に感じないで皆が参加できると思う。
- ・それ以上のものをやるとするならば、住民活動に関しては覚悟がいる。継続させるためには、ものすごい覚悟がいる。
- ・その部分の負担をかけないように考えなければいけない部分から、最初の第2項の「住民自治の原資となる日常的な自らの視点による公共的課題や意見」ということになる。
- ・意見を言うことまでは、皆が自由に言っても良いということ。そして、そのレベルと活動することに関しては、覚悟を持って欲しいということを考えている。

#### 〔中山座長〕

- ・これに関して、何か質問等があれば伺いたい。

#### 〔水口委員〕

- ・今まで検討してきた全体の流れから行くと、この文章は特質した感じを受ける。全体の構成から見ても、飛び出ているなかなか理解は出来ないと思う。
- ・第2項の「原資」という言葉の使い方が、これで良いのだろうかと思う。
- ・第3項は、基本的にあえて書く必要はないと思っている。ここまで踏みこむことは、この条例の中では不相当だと思っている。
- ・折角、纏めてもらったものを批判するのは心苦しいが、総体で見ると、この改正案というのは今まで検討してきた中からいくと、特質的で飛び出している気がする。
- ・読む側もなかなかしんどいし、解説文を書く方は大変だろうと思う。自分自身、なかなか理解は出来ない部分がたくさんある。
- ・ただ、苦勞して作っていただいた事に関しては感謝する。

#### 〔杉本委員〕

- ・実際にそうだと思う。こちらもそう思っている。解説で書くのか、それとも言葉として書くのか非常に悩んでいる部分であり、逆に、理念の方が向いているのかもしれない。その辺が非常に迷っていた。

#### 〔水口委員〕

- ・これは個人的な見解だ。

#### 〔杉本委員〕

- ・第3項に関しては実際言われてみると、そのように思う。しかし、記載しておかなければ、世間体ということが市民活動に出てくると思い念を押した。

#### 〔中山座長〕

- ・第3章の市民の権利で「不利益な扱いを受けない」とあるが、これは市政に参加する場合であり、こちらは市政の直接でない市民活動でのことである。

〔杉本委員〕

- ・マイナス要素なので。

〔中山座長〕

- ・それを解説に書くという手もある。

〔高橋委員〕

- ・この部分が無ければ駄目だと思う。いきなり躓くのがその部分だということがあるから。

〔中山座長〕

- ・これを解説にもっていくという手もある。

〔三原委員〕

- ・確かに、地域自治資源ということは、一般的にはどういうことなのか分かりづらい。

〔水口委員〕

- ・「住民自治の原資」という言葉もなかなか理解してもらえない言葉ではないと思う。どう解釈をするのかということ。大体言いたいことは分かるが、明確ではないと思う。

〔三原委員〕

- ・確かに、この3項では「社会的制裁を受けない（ものとする）」という言葉が気になる。

〔杉本委員〕

- ・平たく世間体を気にしないで出来るということであるが。

〔三原委員〕

- ・そのような文言にしていまえば良いと思うが。

〔杉本委員〕

- ・実際に、まだ練らなければ駄目かもしれない。

〔高橋委員〕

- ・実際問題として、何かアクションを通した方が良いと思う。交流会や話を聞くとすると人は集まりやすいと思う。
- ・次のアクションとして、単発的にゴミ拾いをするのも集まりやすいと思う。
- ・ただ、それを継続するような形で、システムとして何かをやろうということになると、一気に集まらなくなってくる。
- ・だから、第2項や第3項は、しっかりと出来ていないと第3の段階に移行は出来ないと思う。これを見ると、どこを条文として残し、どこを解説にするのかという部分を皆さんの知恵を出し合っていきたいと思う。

〔中山座長〕

- ・今の話から行くと、第3項は残しておいて解説をどうするかということだと思うが。

〔高橋委員〕

- ・解説にでも残しておいた方が良いと思っている。
- ・私もいろいろと活動をしていて、悪口を言われることがある。それは非常に辛いこと。

〔水口委員〕

- ・残すということなら、この表現を変えないと駄目だと思う。刺激過ぎて理解できない。

〔杉本委員〕

- ・ひとつ悩んでいることがある。住民自治の解釈が皆バラバラのように感じること。

- ・「原資」という言葉を使ったのは、「知る、考える」ということが自治のスタート地点だと思ったから使ったのだが、実際には、指摘のとおり違和感はあると思った。
- ・しかし、住民自治を自治するという行為に関して、この会議の中でも共通認識まで至っていないと思っている。だから、中途半端な言葉でやるのか、それとも今回のように案を出して検討するかという考えでぶつけてみた。

〔中山座長〕

- ・これは、柔らかくするのであれば、具体的な例を挙げないで書くとどうだろうか。
- ・「市民は意見の発表会及びまちづくり活動によって、不当な扱いを受けないものとする」であれば通じる気がする。これであれば条文に残しても良い気がするが。
- ・そうなれば市民の権利と同じくなる。そうであれば解説に記載した方が良い気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・第10条に「市民の責務」とあるが、ここの兼ね合いで議論することも必要だと思う。
- ・そして、2項目で「市民は、それぞれの実情に応じた範囲でまちづくりを行い、又は市政に参加するよう努めるものとする」となっている。「努めるもの」となっているので、ここで具体的にしないで努めるものを優先してはどうか。

〔高橋委員〕

- ・個人的には、「まちづくりに市民が関わることを期待される」くらいは書きたい。

〔逢坂副座長〕

- ・本当はそれである。

〔高橋委員〕

- ・それだと強すぎるので、やはり「できる」で良いのか。

〔中山座長〕

- ・そこも反対意見が多かった。

〔高橋委員〕

- ・期待されて伸びる人もいるが、潰れる人もいる。

〔中山座長〕

- ・「努めるものとする」とすると、ちょっと。

〔逢坂副座長〕

- ・「市民の責務」では「努めるものとする」になっている。
- ・「それぞれの実情に応じた範囲でまちづくりを行い」となっているから、自分でやれる範囲内のことをみんなでやろうということが一番大事である。

〔杉本委員〕

- ・「努める」などではなく、市民側の自発的行為にいかなくてはいけない。そうすると「努める」ではおかしい。
- ・自発的行為がまちづくりにつながっていくような流れが必要である。
- ・「努める」では、義務感や強制などいろいろな背景があるが、住民自治は身の回りのことから自発的に活動していくことを、重要視しなければならない。
- ・そのエネルギーをいかにコントロールするかだと思うので「努める」ではないのではないかな。



- ・第 35 条の市民活動の促進では、出来るだけ自発的に活動ができる言葉が必要では。
- ・また、認めてあげることや市民も地域資源だということを明記しなければならないということがあったから、言葉が多くなった。
- ・区別なく、誰でも出来るということや自発的なことをどのように尊重していけるのかをここに盛り込めたら良い。

#### 〔高橋委員〕

- ・「みなさんは期待されている」と「みなさんはできる」のどちらかになると思う。「期待される」は少しきついと思うので、「できる」が良いと思う。

#### 〔合田委員〕

- ・「できる」と言う前に、一人ひとりがかけがえのない存在だということが分かれば、一人ひとりの力が出てくるのではないか。

#### 〔高橋委員〕

- ・「原資」という部分が、それぞれの市民そのものが含まれていると思うので、その辺が解説で表れてくると柔らかくなるのではないか。

#### 〔浦西委員〕

- ・水口委員が言うとおりの、少しきついと思う。ただ、とても大事なことなので表現を変えれば良いのではないか。
- ・具体的な話で、常呂自治区でまちづくりパワー支援事業を使い、地域医療の問題を住民主導でフォーラムのようなことをやろうとしている。
- ・北見市は地域医療の課題解決に向けやっているが、田舎の地域の医療問題のことまでは考えてくれていない。それは、自治区の問題だから、自分たちで何が課題なのか、皆で話し合い必要なことは提言しようということで、地域医療対策室も出来たし、常呂の厚生病院の院長もいるので開催する予定である。
- ・現行条文案をみると、第 35 条は、「必要な支援を行う」と簡潔明瞭に書いてあるが、これでは、一般の市民が自分に出来るという可能性をどこまで見出せるかということ、なかなか気付く人はいないと思う。
- ・検討案は、そういうことも出来るのかと理解しやすい。ただ、水口委員が言うように「原資」という言葉を、例えば「共働の住民自治のスタートになる日常的な自らの視点による公共的課題や意見を積極的に発表することができる」と簡素にした方が良い。
- ・その最後に「市民は、自由意思に基づき、地域的資源を活用してまちづくり活動を行うことができる」とあれば、誰でも市民活動としてやれるなどと思う。非常に分かりやすい文章になると思う。
- ・第 3 項は「社会的悪影響」のものが最初から市民活動といえるのか。「非合法」、「社会的制裁」など根本的問題であり、ここに記載する必要はないと思う。

#### 〔中山座長〕

- ・今言われた条文は、すっきりしている。
- ・「市民は、共働の住民自治のスタートになる日常的な自らの視点による公共的課題や意見を積極的に発表することができる。加えて市民は、自由意思に基づき、地域的資源を活用してまちづくり活動を行うことができる」とあれば分かりやすい。

〔浦西委員〕

- ・そもそも市民とは最初の段階で、性別や世代、思想などで区分されるものではないと確認しているの、ここでは必要ないと思う。

〔中山座長〕

- ・合田委員が言った「一人ひとりがまちづくりの担い手であり、主役である」ということに関してはどうか。解説で書いた方が良いか。

〔合田委員〕

- ・「地域的資源を利用して」だが、「利用」ではなく違う言葉が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・「活用」ではどうか。

〔水口委員〕

- ・「活用」の方が良い。

〔三原委員〕

- ・「活用」か「生かす」など。

〔中山座長〕

- ・「生かす」でも良い。

〔水口委員〕

- ・ただ、「地域的資源」で人も含むことが、ピンとこないのではないか。

〔杉本委員〕

- ・その辺は解説で書けばわかる。

〔逢坂副座長〕

- ・「市民が積極的に発表することができる」と「まちづくりを行うことができる」はこのとおりだと思う。
- ・この場合地域のなかでそういうことができるということで、やる場所、活用する場所を議論してはどうか。例えば、市民活動そのものが地域の中でいろいろなことをやる。それが積み積もってまちづくりの大きな輪になる。
- ・最初は地域の中の小さいグループから色々なものが創り上がるべきではないか。その場合に、小さいグループが活動していく上での基本的考え方として、市民自治の考え方をきちんと理解すべきではないか。
- ・もうひとつは、いろいろな活動をする上での問題解決の道具として、共に働く道具がある。まずは、地域でやらなければならないことをもう少し議論した方が良いと思う。
- ・「市民が積極的に発表することができる」ことは分かるが、それを、どこで発表してどう地域の活動と結びつけていくのか。

〔杉本委員〕

- ・自治活動は、一人でも出来るものでなければならないと思う。
- ・だから、地域の中などの制限はなく、何をやっても良く、限定項目はないのでは。
- ・公共的視点に立った活動全てが自治活動になるのではないか。
- ・どのようにするかや資格、グループなど一切の制約、枠組みをなくしても、自発的に纏まりや淘汰されていくものだと思う。そして残ったものが自治活動になっていく。

- ・だから、あくまでも自由に公共的観点に立って活動できる環境をつくれれば良いと思う。
- ・それでなければ、新たな枠組みをつくってしまったら、そこに入るまでの活動ができなくなる。
- ・枠組みはなしで、何か出来るという気持ちを表現できればと思う。

#### 〔高橋委員〕

- ・カラオケサークルでも、慰問に行くという行為で、自分達の趣味から公益性が出てくる。
- ・だから、ハードルは高いものではない。

#### 〔逢坂副座長〕

- ・関連し、一人ひとりの心構えがひとつのまちづくりでもあり、地域限定でなくてもテーマ的なものへの参画など、個人的要素がほしい。
- ・もうひとつは、個人的なものが集合となって、志を共にする団体などが出来てくる。
- ・出来てきた集団のお手伝いをしたいというのが、市民自治の機能だと思う。
- ・または、集団の人が問題を解決するための道具として、共働の道具を使っていく考え方も大事。
- ・市民活動の場を何らかの形で明示した方が良いと思う。

#### 〔杉本委員〕

- ・結果として集合していくものだと思う。最初から集めるものではないと思う。

#### 〔笠原委員〕

- ・第35条第1項と第2項を入れ替えて、まず市民ありきにして第2項を市長にする。例えば、ラグビー合宿で来た選手が子どもたちに教えるような、突発的なことも地域の子どものにとってはプラスである。そういう活動もあり得る。
- ・最初の1項にこだわったのは、今年から始まった自治推進交付金制度が曖昧なので、根拠規定を作ってもらわないとならないという思いがある。
- ・既存の組織にも当てはめなければならないし、別に突発的なことにも補助金を貰うことではなく、手作りでやれるようなことも必要であり、それが全体的なことをこの会議でどう捉えようかということであった。
- ・だから、第2項と第1項をひっくり返して、スタートはこっちですと。そして2番目に市長等が整備していくということで良いと思う。

#### 〔中山座長〕

- ・副座長が言う「どこで」を明記した方が良いというのは難しいとの意見だが。

#### 〔高橋委員〕

- ・例えば、どこか。イメージできない。

#### 〔逢坂副座長〕

- ・地域社会というか、先ほど杉本委員が言った制限をかけないということもあるが、町内会など実際に地域の仕組みがある。
- ・そういう場をもう一度ここで再確認しておいた方が良いと思う。
- ・旧3町は人口も多くないので、地域の纏まりがあり、自治会活動が非常に活発である。
- ・ところが、人口10万を抱える北見自治区は都市化というか、地域のつながりが薄くなってきている。地域の活動も思うようにいかない。

- ・「市民活動の促進」をもう少し考えても良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・やはり、条例の中で「どこで」を書くのは難しい。
- ・書くとすれば解説の中ではないかがか。

〔逢坂副座長〕

- ・「どこで」というのではなく、市民活動をもう少し具体的イメージで膨らませる。

〔中山座長〕

- ・「どこで」とは別なことか。

〔逢坂副座長〕

- ・別である。

〔中山座長〕

- ・意見をまとめる。
- ・まず、第1項と第2項をひっくり返して、第1項は「市民は、日常的な自らの視点による公共的課題や意見を積極的に発表することができるものとする。加えて市民は、自由意思に基づき地域的資源を活用してまちづくりを行うことができるものとする。」
- ・第2項は「市長等は・・・」
- ・かなり分かりやすくはなったが。足りないものがあるとのことだが。

〔逢坂副座長〕

- ・議論を蒸し返して申し訳ないが、自分なりに第8章を考えてみた。
- ・これは専門部会の案を否定する意味ではない。自分なりに考えた資料を配布し、説明だけさせてもらいたい。具体的な内容については、ここでの議論を避けたい。

～資料配布～

- ・市民活動を具体的なイメージに膨らませたい。そのことによって、実際に市民活動を支える道具は、市民自治であり、共働の推進である。と纏めた。
- ・地域社会における市民ということで、たたき台の第36条に条文があったが、なるべく市民に負担をかけないように、あえて「それぞれの立場に応じて」を入れた。
- ・解説で「地域に住む市民の努力目標であり、心構え」である。
- ・一人ひとりの声が生かされる市民自治の出発点。
- ・自助、共助、公助の自助の部分である。
- ・補完性の原理で「まずは自分に出来ることは自分でやる」
- ・次に、「市民活動」というくくりであり、コミュニティ活動や市民運動と捉えている。
- ・ここでも「努める」とあるが「協力する」に変更したい。
- ・解説はここに記載のとおりである。
- ・ここは共助の部分にあたる。
- ・この括りは、市民も努力しましょうという流れ。
- ・それを支える行政の仕組みとしては、第36条で市民自治を推進するための支援。
- ・もうひとつは、第35条で共働によるまちづくりの推進を支援する。
- ・ここ市民活動では市民自治と共働の推進の2つが両輪となって、市民活動がスムーズに動いていくのではないだろうかという考えでまとめたものである。

〔中山座長〕

- ・専門部会の検討案の第35条は、第1項と第2項を逆にして、先ほど述べたとおり条文を短くし、第3項は無くして解説で書くということであった。
- ・副座長から資料ということでの説明があったが全体的に如何か。

〔笠原委員〕

- ・やはり「地域的資源」が分かりづらい。杉本委員が言うように分かりやすく解説すべき。

◆第36条（市民自治の促進）

〔中山座長〕

- ・専門部会検討案では「常に自治の本旨の啓発と普及に努め」が加わった。
- ・この部分は杉本委員が提案されたところだがどうか。

〔杉本委員〕

- ・「自治の本旨」がよく出てくるが、未だこの会議の中でも自治の本旨について共通認識に至っているか分からない。
- ・自治をどう捉えるかについては、個々人の捉え方であるが、常に努力していかなければならないと思う。良い自治を行うために。
- ・自治について、市長や議員は常に真面目に勉強して市民にも普及させてほしい。
- ・今現在はどんな状況であっても、将来に向けてみんな努力しなければいけないとのことからこの言葉を加えた。突発的になっているが。
- ・普通であれば、自治は住民自治と団体自治に分かれていると2行書いて終りで、説明した気持ちになっているが、より良い自治はもっと努力課題があるから、ここで「常に」と謳っている。

〔水口委員〕

- ・「自治の本旨」の意味を解説するときに、どう書くかは非常に難しいと思う。
- ・杉本委員も言ったが、個々によって微妙にずれていると思う。この市民会議で統一見解が取れるのかどうか難しい。
- ・自分は、自治について簡単に考えており、隣同士など一緒にやるのが自治の原点だと思っている。それがもっと大きくなってくると意味が違ってくるし、その辺のことが「本旨」と書いたときにどう説明するのか。
- ・これは事務局ではなく、我々で統一見解をとらなければならないことである。

〔杉本委員〕

- ・それは私も思った。
- ・最初は「自治の本旨」を軽く流した。だが、もし自治基本条例だとしたら、自治に関し「なあなあ」でやってきて、やった気になるのではなく、ここで本気で取り組むか、統一見解を持つか、でなければ次の運用時に「自治って何なの」となる。
- ・今まで、自治の本旨に関して、こうであるというのを見たことがない。
- ・そこのところを、このまちづくり条例では自分たちで自ら治めるということがどうなのかということの統一見解を持つか流すか。無理だとしたら、努力目標として書くのも方法である。

〔水口委員〕

- ・だが、ここでそれをやるとすれば、また何十時間とかかる。

〔逢坂副座長〕

- ・市民自治の切り口として、行政サイドからの考え方、市民一人ひとりのまちづくりに対する考え方から出てくるものと両方ある。
- ・今までは、行政側からの「自治の本旨」が出てきているが、市民サイドで議論をして、ひとつのコンセンサスをとるのはあまりない。
- ・ここでやる価値もあるが、かなり時間かかると思う。

〔杉本委員〕

- ・それで努力目標である。
- ・「常に努め」とは、ここで話し合っても結論が出ないだろうけど、永遠のテーマだと思うので、より良い自治を表すのに自治の本旨は刺激的な表現で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・言っていることは分かるが、この条文では分かりにくい。

〔逢坂副座長〕

- ・「啓発と普及に努め」は良いと思うが、「自治の本旨」を市民にも分かりやすい表現であれば良いが。

〔水口委員〕

- ・「自治の本旨」自体の意味を書くのは難しい。

〔中山座長〕

- ・「自治の本旨」に代わる表現はないか。

〔杉本委員〕

- ・方法論や目的も変わるものだから、絶対的結論は今出せない。

〔中山座長〕

- ・条文から除いても、解説でも書けない。

〔高橋委員〕

- ・今の選挙で、誰に入れて良いのか分からないという状況から打開するための自治が、これから見えてくるものというイメージが強い。
- ・だから、やればやるほど苦しくなるのかなと思う。

〔中山座長〕

- ・外さないか。

〔杉本委員〕

- ・構わない。

〔中山座長〕

- ・これに近い言葉で「啓発と普及」は解説で入れたいと思うが。

〔杉本委員〕

- ・問題を投げかけて進めているので構わない。

〔水口委員〕

- ・言いたいことは分かるが、現実にはどうするかは難しいと思う。

〔杉本委員〕

- ・そうだと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、「常に自治の本旨の啓発と普及に努め」を取り元に戻す。「啓発と普及」は別な形で共働のまちづくりは進めなければいけないので書く。

〔杉本委員〕

- ・「自治に関しての啓発と普及」でも良いと思う。

〔中山座長〕

- ・なかなかそれも難しい。自治の説明も難しい。

〔逢坂副座長〕

- ・市民自治を進めることが、共働を推進する手段という解釈で良いか。
- ・市民自治が本筋で良いか。

〔杉本委員〕

- ・市民自治の意見が団体自治に来るわけだから。

〔逢坂副座長〕

- ・であれば、共働の推進という流れの中で、条文として自治が下にくるのはどうなのか。
- ・第8章は「市民自治」がメインテーマであって、それを進める手段として「共働」があるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・確かにそうかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・いや、第35条と第36条の違いは、第35条は市民活動そのものを尊重すること、次の段階として、第35条の第2項に移した市民の自治活動を積極的に第36条で市民活動を自治活動まで高める。
- ・結果として、地域自治であるからその中には当然、自治区のことも含まれるものという解釈。
- ・共働の推進をすることによって、一般的な市民活動が自発的な活動から公共的な意味合いを帯びて、市民自治の充実に繋がる流れ。

〔中山座長〕

- ・第36条は「常に自治の本旨の啓発と普及に努め」を削除する。
- ・共働の解説は後で考える。(全体的に再協議)

## ◆第9章 地域自治

### 第37条（自治区の設置）

〔中山座長〕

- ・事務局から何かあるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・第2項に「各自治区に総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする」とあるが、自治区設置条例では自治区長の設置について「各」は付いてない。

- ・結論が今後どちらになるか分からないが、ここで各自治区に自治区長を置くと言ってしまくと、4人が2人にはなり得ないことになる。
- ・自治区設置条例では、ここは謳っていない。整合性が取れなくなる。「各」を取った方が良いのではないか。
- ・捉え方によっては、大きな問題になりかねない。

〔中山座長〕

- ・既にある設置条例でそうであれば、従った方が良いのでないか。
- ・最高条例とはいえ、現行の条例との整合性を図っている。

〔事務局～企画課長〕

- ・合併協議の時に、旧3町の方々は自治区長のところに「それぞれ」とか「各」を入れると言っていたが、いろいろなやり取りがあって最終的に「各」が取れた経過がある。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「各」があるのとならないのではどちらが広く捉えられるかという観点で考えてもらえれば。
- ・意図があって「各」を入れましたとか、取りましたとかになると話し合いは付かなくなるので、どちらが幅広く意味が取れるかで整理した方が整理しやすいのでは。しかし、そこは市民会議の考え方ですので議論してもらえれば。

〔水口委員〕

- ・合併協議で「各」という字がなくなったのは、明確なことがないうちに決まったと聞いている。
- ・分からないうちに消えたという話がある。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例では、まちづくり協議会と自治区長と総合支所を置く謳っている。
- ・総合支所については、自治区に総合支所を設置するとなっている。
- ・まちづくり協議会は、それぞれの自治区にまちづくり協議会を設置するとなっている。
- ・自治区長については、自治区に自治区長を置くとなっている。
- ・ここは非常に大きな言葉になってくるところになる。

〔中山座長〕

- ・検討して残すというオプションがあるのであれば検討するが、そもそも条例が先に出来上がっていて整合性を取らなければならないということであれば、議論の余地はないのではないか。

〔水口委員〕

- ・今回、小谷市長は内部での自治区検証委員会を立ち上げたが、この中でこの言葉がウエイトを占める。
- ・3自治区の考え方と職員側で検証委員会を行ったときに、重要な要点である。
- ・迂闊にこれを変えられてしまうと大変である。職員での検討委員会には気になることが多々ある。検討委員会で勝手に継続すると言っておいて「各」を外されたら骨抜きになる。

〔中山座長〕

- ・わざと残しておくことも可能か。



〔事務局～企画課長〕

- ・「各」を残すと自治区設置条例と整合性が取れなくなり、議論になる。

〔水口委員〕

- ・私が言っている危惧感がないなら良いが、かなり危惧する。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、「各」がなかったら自治区長を4人置けないのかというと、4人置ける。

〔中山座長〕

- ・問題は減らせるから。

〔高橋委員〕

- ・確か、対等が合併の条件であり、どこかに置けないということには本来ならない。

〔中山座長〕

- ・残しておいて、答申の中であえて残したと補足しては。

〔事務局～企画課長〕

- ・整合性が取れない。解説もできないと思う。

〔杉本委員〕

- ・4自治区扱いが同じで、それぞれの副市長が自治区長。

〔逢坂副座長〕

- ・現行条例との整合性は大事である。
- ・ただ、それが4人なのか2人なのかは、違う議論ではないか。

〔笠原委員〕

- ・あの条例自体が整理されているかという整理されていない。
- ・まちづくり協議会も人口比にしてみても、どこも委員は15人で条例に沿ったまちづくりが機能できるかという不可能である。
- ・政治的な妥協策として自治区設置条例ができたと思う。
- ・自治区に総合支所、自治区長、まちづくり協議会が残るというキーワードが検証委員会でやったとしても、まちづくり協議会に戻ったとしても、このキーワードは前提条件と考えていかなければならない。
- ・最初は自治区だけを設置すると思っていたが、より具体的に総合支所、自治区長、まちづくり協議会を入れたので、制限されてきた。
- ・そう考えた場合、「各」の重みも分かるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・あと、整理するとしたら自治区設置条例と同じく謳うかということもある。

〔笠原委員〕

- ・それをやってしまうと検討する余地がなくなる。
- ・北見自治区住民にしたら無くても良い。3自治区にするとこれで良いとなり、感覚的違いが歴然とある。
- ・座長の判断では。

〔中山座長〕

- ・個人的には、残っていても良いかなという気がするが。

〔高橋委員〕

- ・政治判断でもあるので。

〔逢坂副座長〕

- ・このまま残しておいて、あとは政治判断に任せるという方法もあるが。

〔高橋委員〕

- ・ここで政治判断してしまうことになってしまう。

〔笠原委員〕

- ・入れても残しても、どちらにしても政治判断になる。

〔中山座長〕

- ・我々は各自治区の均衡ある発展を目指したいので、「各」を残すと。市民が公平に発展したまちに住めることを願う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・そこの「各」と、ここの「各」の意味が違う。第2項の「各」は、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を条文に入れたので「各」を入れづらくなった。

〔高橋委員〕

- ・今の市長の公約の中に、副市長を2人にするというのがあるので、ここに「各」を入れると叶わなくなるということ。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例と整合性がとれなくなるということ。

〔高橋委員〕

- ・自治区設置条例には「各」がないので現状で2人にできる。「各」を入れると4人でなければならなくなる。

〔杉本委員〕

- ・入れ替えて、市長は各自治区の地域振興を図るためとしたらどうか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・それは可能である。

〔杉本委員〕

- ・自治区に関し、公平な地域振興を図るためという意味合いにしておけば良いのではないか。「各自治区の地域振興を図るため、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を置くものとする」としては。

〔中山座長〕

- ・あとは、必要ならば全自治区に自治区長を置きなさいということ。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区長は置くのである。

〔逢坂副座長〕

- ・専任か兼務かの違い。

〔杉本委員〕

- ・あくまでも「各自治区の公平な地域振興を図るため」に「各」が付くから広い意味合いである。

〔中山座長〕

- ・「各自治区の地域振興を図るため、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を置くものとする」として良いか。

〔笠原委員〕

- ・条例上は自治区長を置きますと、自治区長は副市長が兼務します、副市長は4人置きますとバラバラでの条例になっている。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・2つの条例で「各」を担保している。自治区に自治区長を置く、副市長定数を4人とするという条例である。だから4人を2人にする改正案を出した。

〔笠原委員〕

- ・別段、自治区設置条例が問題ではない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・現行条例では整合性を取っているが、まちづくり条例で「各自治区に」とすると整合性が取れなくなるので、杉本委員が言ったようにするのが良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・条文はそうするとして、解説はこれで良いか。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり協議会について、もう少し明確に位置付けができたという話が前にあったかどうか。

〔水口委員〕

- ・自治区設置条例で触れているので良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・それでは、解説もこのままとする。

～検討内容のまとめ～

第32条（委員の公募）

⇒タイトルを「委員の公募等」へ修正

第33条（意見の公募）

⇒修正なし

ただし、3項は第7章の市民参加の章で条を加えるかも含め再度検討。

第34条（住民投票）

⇒条文修正なし

解説に札幌市を参考に、個別・常設型など住民投票条例の一般的なことについてももう少し詳しく説明を加える。事務局への宿題。

第7章 市民参加

⇒構成の修正

新たな条文を作成、加える。

この章の最初の条文として、「市民参加の推進」とタイトルを仮定。

条文内容は次のキーワード3点。

- ・第9条第3項で規定するような「参加機会の保障」。
- ・「条例や規定等の整備を行う」。(これにより各論での記述を省く)
- ・「手続きや公開等の手法」。(行政の実績作りなどの防止の手法)

解説にも詳しく書き加える。

条文を加えることで第33条（意見の公募）第3項を削除。

## 第8章 共働の推進

### ◆第35条（市民活動の促進）

⇒検討案一部修正

専門部会検討案の1項と2項の順序を逆にする。

2項の条文「共働の住民自治の原資となる」「世代、性別、思想、その他あらゆる分類や状況にかかわらず」を削除及び3項は削除し解説で書く。

「地域的資源」の意味を分かりやすく解説に書く。(全体的に再協議)

### ◆第36条（市民自治の促進）

⇒素案のとおり

検討案の「常に自治の本旨の啓発と普及に努め」を削除し、素案のままとする。  
解説は再検討。

## 第9章 地域自治

### ◆第37条（自治区の設置）

⇒条文一部修正

第2項条文中「各自治区」を移動し、「各自治区の地域振興を図るため、総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする」

解説はたたき台のとおり

## 次回の会議について

### 〔中山座長〕

- ・第38条の地域振興での自治区間の連携は「市長等」だけで良いのかということと、第8条の一部と第38条の重複をどうするかについて次回検討する。

### 〔事務局～企画課長〕

- ・次回は8月31日に開催する。

### 〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。